

大和市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第43号

大和市公印規則の一部を改正する規則

(大和市公印規則の一部改正)

第1条 大和市公印規則(平成18年大和市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(使用手続)」に改める。

別表第1職印の表、市長印の項用途の欄中「特別永住者証明書の住居地記載欄」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく通知カードの追記欄」を加える。

第2条 大和市公印規則の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表、市長印の項用途の欄中「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳カードの追記欄、」を削り、「の追記欄及び」を「及び個人番号カードの追記欄並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年1月1日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カードの追記欄への市長印の使用については、同日から当該住民基本台帳カードの有効期限までの間は、なお従前の例による。